

松伏町総合教育会議傍聴要綱運用基準

平成27年10月22日総合教育会議決定

松伏町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴については、松伏町総合教育会議傍聴要綱（平成27年5月20日総合教育会議決定。以下「要綱」という。）に定めるほか、次のとおり運用するものとする。

1 要綱第2条関係

（1）要綱第2条第2号に規定されている会議の妨害となると認められる器物等とは次に掲げる物とする。

ア 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物

イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類

ウ 鉢巻、腕章（報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類

エ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類（事前に総合教育会議の許可を得た物を除く。）

オ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器

（2）要綱第2条第3号に規定されているその他総合教育会議において傍聴を不適当と認める者とは、会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者とする。

2 第4条関係

要綱第4条第6号に規定されているその他会議の妨害となるような挙動とは、次に掲げる事項とする。

（1）1（1）に掲げる物（事前に総合教育会議の許可を得た物を除く。）を持ち込み、使用等すること。

（2）携帯電話等の無線機器を使用すること。

（3）（1）及び（2）に掲げる事項のほか、会議の支障となる行為をすること。